

議案第100号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更の協議について

静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することについて、関係地方公共団体の協議により定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約
静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。
第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。